

石川県教育費負担軽減奨学金（新入生に対する一部給付の前倒し）についてのお知らせ

（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））

授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金を給付します。

◎令和2年度は、希望する新入生に対して令和2年4月から6月までの3ヶ月分を前倒しで給付します。

1. 支給要件・・・以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- ①保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）であること
（両親の場合は双方とも非課税であること）
- ②令和2年4月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- ③対象となる生徒が令和2年4月1日に就学支援金支給対象である石川県内の国立学校に入学したこと
（対象となる学校：高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程）

2. 前倒し給付額・・・世帯区分に応じて対象生徒1人あたり、以下の金額が給付されます。

世帯区分 ※詳細は裏面参照	給付額（3ヶ月分）	
	全日制	通信制
ア 生活保護受給世帯	8,075円	8,075円
イ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～ 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯	21,000円	9,125円
ウ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～ 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	32,425円	9,125円

※前倒し給付を希望しない場合は、令和2年7月1日時点の状況で今後申請いただき、認定を行ったうえで、対象となった場合は給付年額(12ヶ月分)を一括で支給いたします。（令和2年10月～12月頃支給予定）

※前倒し給付を希望した場合は、令和2年7月～翌年3月までの9か月分の給付金に関して、令和2年7月1日時点の状況で改めて申請いただき、認定を行ったうえで対象となった場合に残りの給付額分を支給いたします。（令和2年10月～12月頃支給予定）

3. 申請方法（申請期間：令和2年6月24日まで）

給付を希望する場合は、世帯区分に応じて「○」がついている書類を全て提出してください。

必 要 書 類	世帯区分		
	ア	イ	ウ
①石川県教育費負担軽減奨学金申請書（様式1）	○	○	○
②保護者等の住民票（市町村発行）	○	○	○
③振込口座申出書（様式2）	○	○	○
④保護者等の個人番号カード（写）等貼付台紙	○	○	○
または生活保護受給証明書	○		
または令和元年度の（非）課税証明書（H30年の所得）		○	○
⑤本人及び兄弟姉妹の健康保険証のコピー （国民健康保険加入者は、扶養誓約書も併せて提出）			○

＜新型コロナウイルスへの対応について＞

令和2年4月1日までに、保護者等の離職などにより家計が急変し、非課税世帯となる見込みの場合は、家計急変後の収入を証明する書類を提出してください。

例）離職票、雇用保険受給者証、破産宣告通知書、廃業届、会社作成の給与見込み 等

注1・申請する生徒は、**令和2年6月24日まで**に上記の書類を在学学校の**事務室まで提出**してください。

・期限までに提出しない場合は、申請しないものと判断しますので、注意してください。

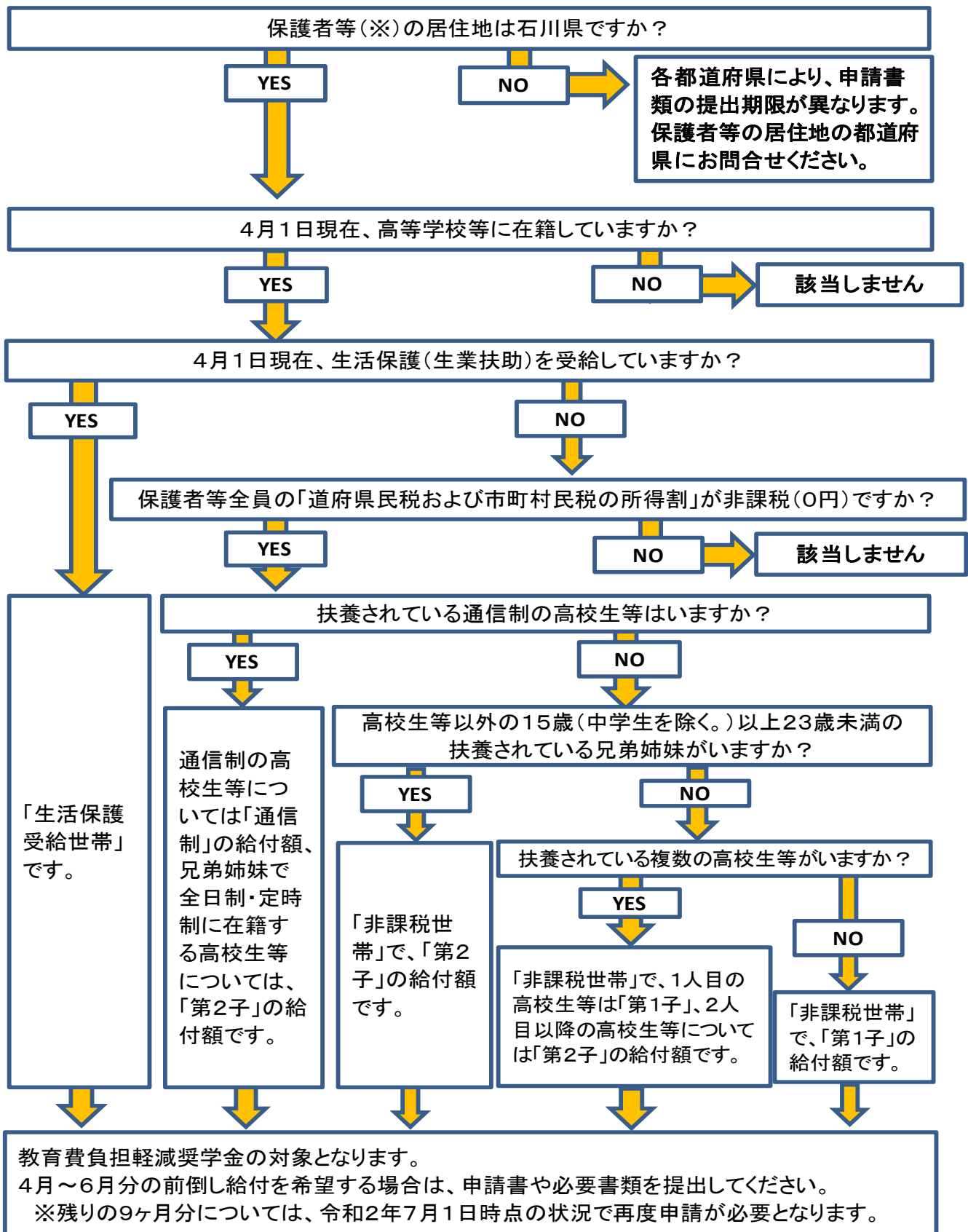
・やむを得ない事情で期限までに申請書を提出できない場合は、別途学校に連絡してください。

注2 奨学金の入金につきましては、7月～8月ごろになる予定です。

【問い合わせ先】 附属学校事務係 TEL 076-226-2182

教育費負担軽減奨学金 対象確認シート

〈参考〉



前倒し給付額(3ヶ月分)について

	全日制・定時制 国公立	通信制 国公立	専攻科 国公立
生活保護受給世帯	8, 075円	8, 075円	9, 125円
非課税世帯(第1子)	21, 000円	9, 125円	
非課税世帯(第2子)	32, 425円		

(※) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。